

豊明市立地適正化計画

令和2年3月策定
令和6年3月変更
豊 明 市

目 次

第 1 章 はじめに	1
1 立地適正化計画制度の概要	2
2 豊明市立地適正化計画の概要	4
 第 2 章 都市構造の現況と課題	 7
1 人口等	8
2 都市の状況	18
3 都市機能	26
4 財政	32
5 防災	34
6 都市構造上の課題のまとめ	39
 第 3 章 立地適正化計画の基本的な方針	 41
1 立地適正化計画で対応する基本的課題	42
2 立地適正化計画の基本方針	43
3 目指すべき都市の骨格構造と誘導方針	45

第4章 居住誘導区域・・・・・・・・・・・・・・・・ 53

- 1 居住誘導区域の方向性・・・・・・・・・・・・ 54
- 2 居住誘導区域の設定・・・・・・・・・・・・ 57

第5章 都市機能誘導区域・・・・・・・・・・・・ 61

- 1 都市機能誘導区域の方向性・・・・・・・・・・・・ 62
- 2 都市機能誘導区域の設定・・・・・・・・・・・・ 63
- 3 都市機能誘導区域・居住誘導区域図・・・・・・・・ 70

第6章 誘導施設・・・・・・・・・・・・・・・・ 73

- 1 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・ 74
- 2 誘導施設の設定・・・・・・・・・・・・ 75

第7章 実現化に向けて・・・・・・・・・・・・ 81

- 1 誘導施策・・・・・・・・・・・・ 82
- 2 進行管理と数値目標・・・・・・・・・・・・ 84
- 3 届出制度について・・・・・・・・・・・・ 90

第8章 老朽化した都市計画施設・・・・・・・・・・・・ 92

- 1 老朽化した都市計画施設の改修・・・・・・・・・・・・ 93

令和6年3月内容変更

追加記載事項

第7章 実現化に向けて

<豊明市独自の施策>

◆公的不動産の活用

今後、公共施設等を市民共有の経営資産（アセット）と捉え、市全体として適正化を図りつつ、効果的にマネジメントします。そのため、保有施設総量の縮減や統廃合・複合化、再配置を推進し、そこで生まれた公的不動産を民間の資金・ノウハウの活用も含めて検討します。直近の施策としては、2021年（令和3年）に2つの小学校を統合し、閉校となる唐竹小学校の空き施設を活用して、子育て・多世代交流・生涯学習関連の公共施設を集約します。

◆商業施設等の誘導策の検討

都市機能誘導区域内に立地意向がある食品スーパーや健康増進施設を適切に誘導するために、補助制度等を検討します。

◆子育て支援施設の誘導

子育て世代が安心して居住誘導区域に定住できるよう、既存の保育園の維持・改修について検討を進めます。なお、民間事業者から保育園やこども園などの事業計画の提案があった場合には、市全体のバランスを考慮しつつ、都市機能誘導区域外より優先させて整備の検討を行います。

（3）公共交通に関する施策

◆公共交通ネットワークの充実

今後、人口減少、高齢化の進行が想定されるなか、日常生活における公共交通の需要が高まることが予測されます。

都市機能誘導区域の都市機能を強化し、拠点性を高めるとともに、そこへの移動手段を確保し、市民が安心して暮らせる持続可能なまちづくりを実現します。そのため、バス等の公共交通網については、サービス内容の適宜見直しに向け、関係機関と綿密な調整を図ります。また、公共交通の利用を促進することでエネルギーの効率的な利用、ひいては温室効果ガスの削減にも寄与します。

（4）老朽化した都市計画施設の改修

本市の都市計画道路や都市公園などの公共施設は、整備後数十年が経過し老朽化が進行しています。その他の誘導施策と併せて、既存ストックを有効に活用し、計画的な公共施設の改修を進めていきます。

第8章

老朽化した都市計画施設

第8章 老朽化した都市計画施設

1 老朽化した都市計画施設の改修

1 老朽化した都市計画施設の改修

(1) 老朽化した都市計画施設の改修に関する事業について

コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりを形成するために、誘導施策と併せて、既存ストックを有効に活用し、生活空間の安全性や利便性の維持・向上を図るため、計画的な公共施設の改修を進めていきます。

このため、次表の都市計画施設の改修事業は、都市再生特別措置法第109条の2及び第109条の3の規定に基づき認可があったものとみなされる都市計画法第59条第1項の都市計画事業として実施していきます。

なお、都市計画道路、都市公園施設の改修に当たっては、第5次豊明市総合計画の事業実施計画である第9次実施計画に基づき、道路の長寿命化・ライフサイクルコスト削減などを目的とした道路の修繕工事を進めていきます。同じく、公園の日常的な点検や維持保全により公園施設の安全性確保、機能保全を図りながら、公園施設改修や市民の意見交流によるリノベーション工事を計画的に進めていきます。

【対象となる都市計画道路（市道）】			
名称	車線数	幅員（m）	計画道路延長（m）
3・4・316号（都）大根若王子線	2	16	6,530
3・4・553号（都）平手豊明線	2	16	2,710
3・4・552号（都）桜ヶ丘沓掛線	2	16	5,070

【対象となる都市公園】			
名 称	計画面積（ha）	供用済面積（ha）	備 考
7・4・101号 三崎水辺公園	4.50	4.50	
2・2・2307号 丸ノ内公園	0.36	0.36	
3・3・233号 落合公園	1.00	1.00	
2・2・2324号 笹原公園	0.32	0.32	
3・3・232号 中央公園	1.50	1.50	
2・2・2301号 井ノ花公園	0.29	0.29	
2・2・2302号 中ノ坪公園	0.18	0.18	
2・2・2304号 新田公園	0.28	0.28	
2・2・2309号 森裏公園	0.28	0.28	
2・2・2312号 ハツ屋公園	0.25	0.25	
2・2・2314号 山ノ神公園	0.24	0.24	
2・2・2318号 高鴨公園	0.20	0.20	

※都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行（令和2年9月施行）

老朽化した都市計画施設の改修に関する事業

（第81条第9項、第109条の2及び第109条の3関係）

第8章 老朽化した都市計画施設
1 老朽化した都市計画施設の改修

(2) 老朽化した都市計画施設の改修に関する事業の一覧

・次表の都市計画施設の改修事業は、都市再生特別措置法第109条の2に基づく都市計画事業として実施します。

表 事業一覧（令和6年7月22日愛知県同意）【都市計画道路】

	施行者の名称	都市計画事業の種類及び名称	事業地	改修事業の概要	事業施行期間		新たな土地の収用又は使用	備考
					自	至		
①	豊明市	名古屋都市計画道路事業 3・4・316号 大根若王子線	豊明市沓掛町大狭間地内	車道舗装修繕工事	事業認可の告示日	令和7年3月31日	該当しない	新規
②	豊明市	名古屋都市計画道路事業 3・4・316号 大根若王子線	豊明市沓掛町大狭間及び皿池上地内	車道舗装修繕工事	令和7年4月1日	令和8年3月31日	該当しない	新規
③	豊明市	名古屋都市計画道路事業 3・4・316号 大根若王子線	豊明市前後町大狭間地内	車道舗装修繕工事	令和7年4月1日	令和8年3月31日	該当しない	新規
④	豊明市	名古屋都市計画道路事業 3・4・553号 平手豊明線	豊明市西川町広原地内	車道舗装修繕工事	事業認可の告示日	令和7年3月31日	該当しない	新規
⑤	豊明市	名古屋都市計画道路事業 3・4・552号 桜ヶ丘沓掛線	豊明市沓掛町城塚地内	車道舗装修繕工事	令和8年4月1日	令和9年3月31日	該当しない	新規
⑥	豊明市	名古屋都市計画道路事業 3・4・552号 桜ヶ丘沓掛線	豊明市沓掛町丘下及び恵畑地内	車道舗装修繕工事	令和8年4月1日	令和9年3月31日	該当しない	新規

表 事業一覧（令和6年7月22日愛知県同意）【都市公園】

	施行者の名称	都市計画事業の種類及び名称	事業地	改修事業の概要	事業施行期間		新たな土地の収用又は使用	備考
					自	至		
①	豊明市	名古屋都市計画公園事業 7・4・101号 三崎水辺公園	豊明市三崎町三崎地内	園路 幅員2m～3.5m 1,730㎡ 広場3箇所、便所2棟、 遊戯施設2箇所10基、駐車場1箇所、 桟橋 幅員2m 46m、ベンチ 14基	事業認可の告示日	令和8年3月31日	該当しない	新規
②	豊明市	名古屋都市計画公園事業 2・2・2307号 丸ノ内公園	豊明市三崎町丸ノ内並びに阿野町稲葉地内	遊戯施設 3基 ベンチ 4基 縁台ベンチ 1基	事業認可の告示日	令和7年3月31日	該当しない	新規

第8章 老朽化した都市計画施設

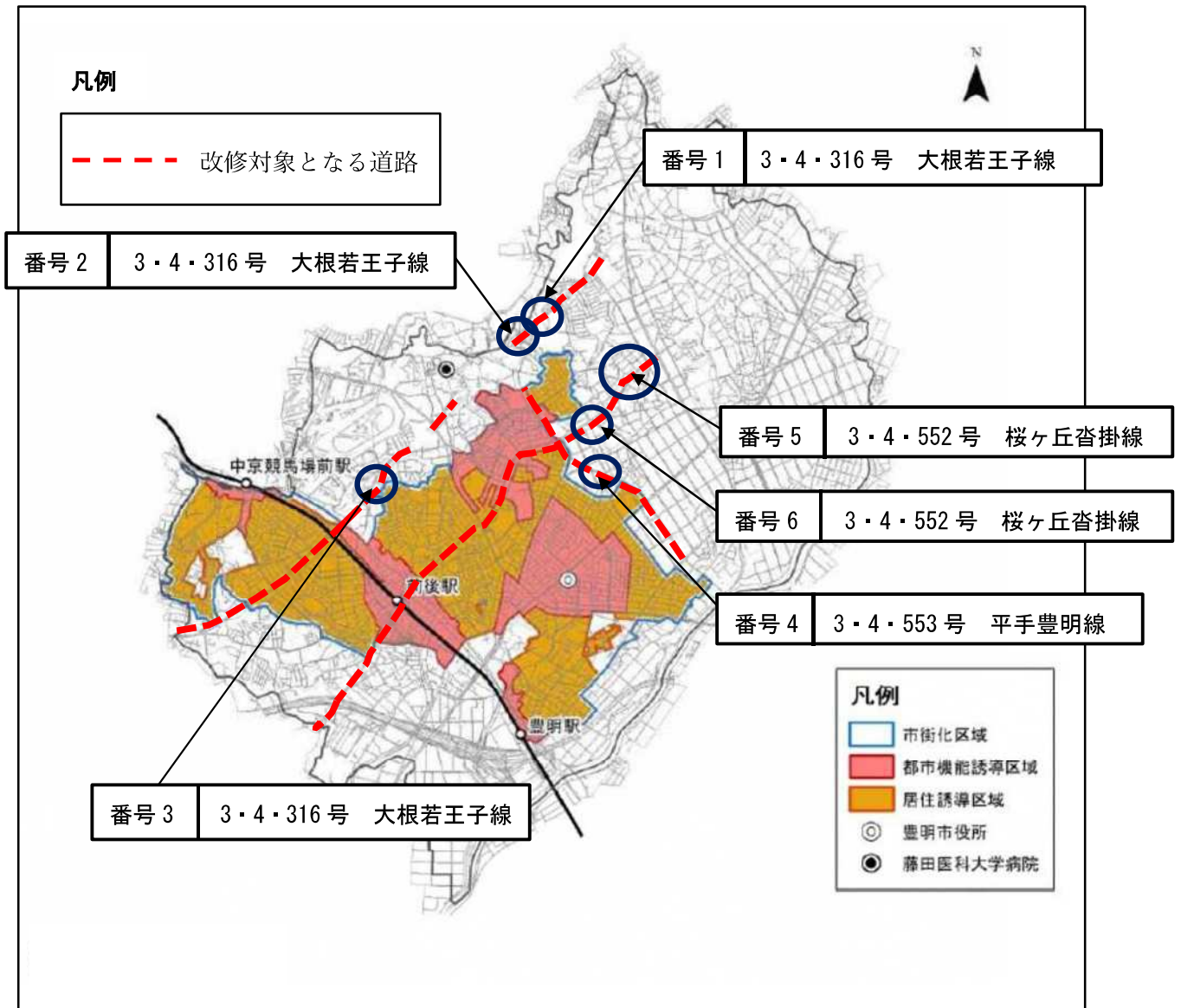
1 老朽化した都市計画施設の改修

③	豊明市	名古屋都市計画公園 事業3・3・233号 落合公園	豊明市新栄 町三丁目地 内	遊戯施設 1基	事業認可 の告示日	令和7年 3月31日	該当しない	新規
④	豊明市	名古屋都市計画公園 事業2・2・2324号 笹原公園	豊明市西川 町笹原地内	遊戯施設 1基	事業認可 の告示日	令和7年 3月31日	該当しない	新規
⑤	豊明市	名古屋都市計画公園 事業3・3・232号 中央公園	豊明市新田 町吉池地内	遊戯施設 1基	事業認可 の告示日	令和7年 3月31日	該当しない	新規
⑥	豊明市	名古屋都市計画公園 事業2・2・2301号 井ノ花公園	豊明市三崎 町高鴨地区	かまどベンチ 4基	事業認可 の告示日	令和7年 3月31日	該当しない	新規
⑦	豊明市	名古屋都市計画公園 事業2・2・2302号 中ノ坪公園	豊明市三崎 町中ノ坪地 内	かまどベンチ 2基 防護柵 70m	事業認可 の告示日	令和7年 3月31日	該当しない	新規
⑧	豊明市	名古屋都市計画公園 事業2・2・2304号 新田公園	豊明市大久 伝町西地内	かまどベンチ 2基	事業認可 の告示日	令和7年 3月31日	該当しない	新規
⑨	豊明市	名古屋都市計画公園 事業2・2・2309号 森裏公園	豊明市二 村台4丁 目地内	かまどベンチ 2基	事業認可 の告示日	令和7年 3月31日	該当しない	新規
⑩	豊明市	名古屋都市計画公園 事業2・2・2312号 八ツ屋公園	豊明市二 村台1丁 目地内	かまどベンチ 2基	事業認可 の告示日	令和7年 3月31日	該当しない	新規
⑪	豊明市	名古屋都市計画公園 事業2・2・2314号 山ノ神公園	豊明市新 栄町七丁 目地内	かまどベンチ 2基	事業認可 の告示日	令和7年 3月31日	該当しない	新規
⑫	豊明市	名古屋都市計画公園 事業2・2・2318号 高鴨公園	豊明市三崎 町高鴨地内	かまどベンチ 1基	事業認可 の告示日	令和7年 3月31日	該当しない	新規

(3) 老朽化した都市計画施設の改修に関する事業の位置について

(対象となる都市計画道路・都市公園の位置)

■豊明市全域図（道路）



第8章 老朽化した都市計画施設
1 老朽化した都市計画施設の改修

■豊明市全域図（公園）

